

第3号様式(4)－②(特別簡易型・共同企業体発注)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

平成27年3月23日

沖縄県知事 翁長 雄志



1 工事概要

(1)	工 事 名	宜野湾浄化センター汚泥消化機械設備工事（その4）M15		
(2)	工 事 場 所	沖縄県宜野湾市伊佐地内		
(3)	工 種	機械器具設置工事		
(4)	工 事 内 容	消化タンク攪拌機、ガスドーム、スカム引き抜き弁 等（別冊図面及び別冊仕様書のとおり。）		
(5)	工 期	契約締結日の翌日から平成28年3月25日まで		
(6)	入 札 方 式	施工体制確認型総合評価方式 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う。		
(7)	総合評価の適用方式	特別簡易型	(8) 発 注 形 態	特定建設工事共同企業体（JV）発注
(9)	資 格 審 査 方 法	事後審査型 ※本工事は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う。		
(10)	その他適用のある法令、制度等 （本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。）	○	リサイクル法	※本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
		○	低入札価格調査制度	※本入札案件には、低入札調査基準価格及び失格基準価格が設定されているため、その申込みに係る価格が低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格に満たない者（以下「低価格入札者」という。）は、最高評価値であっても必ずしも落札者とはならず、また、失格基準価格を下回る入札を行った者は失格となる。
			議会議決	※本工事に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
		○	準備手続き（予算成立前）	※本手続きは、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
		○	準備手続き（交付決定前）	※本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続き（繰越承認前）	※本手続きは県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、平成26年2月定例県議会において本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。
		○	若手技術者育成型	※本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。なお、同制度の取扱いについては、公告文3イ(2)及び入札説明書1(1)イ(4)dを参照のこと。
			債務負担行為工事	※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。
(11)	適用する労務単価	平成27年2月労務単価	※本工事の予定価格は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。	
(12)	本工事にかかる設計業務等の受託者	・（株）日水コン		

2 特定建設工事共同企業体(以下、「特定JV」という。)の結成にあたっての要件

(1)	2社共同企業体とする。
(2)	自主結成方式とする。
(3)	当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
(4)	代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
(5)	構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

3 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

ア 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項

(1)	業 種	機械器具設置工事業		(1) 及び (2) に記載する事項は、(3) に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める (4) の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。 ただし、(3) に表示する年度に建設工事入札参加資格者名簿に (1) に記載する業種の経常建設共同企業体（以下「経常」JV という。）として登録されている者及びその構成員は参加できない。
(2)	等 級	代表構成員		
(3)	建設工事入札参加資格者名簿登録年度	平成27・28年度		
(4)	許可区分	代表構成員	特定建設業 その他構成員 建設業	
(5)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。			
(6)	建設業法（昭和24年号外法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。			
(7)	申請書及び確認資料の提出期限日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。			
(8)	原則として上記1-(10)に表示する設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者			
(9)	入札に参加しようとする者は、他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。） なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (7) 親会社と子会社の関係にある場合 (1) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (1) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合			
(10)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。			
(11)	取 扱 け 案 件	該当無し		

イ 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項

(1)

施工実績	対 象 期 間	自 平成12年4月1日 至 平成27年4月6日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡ししが完了した施工実績を有すること。
	対 象 工 事	次の要件を満たす施工実績を有すること。 国内における工事で処理能力（全体計画）が日最大33,000m3/日以上下水道終末処理場に係る機械器具設置工事（自社で制作した機器が含まれていること。）を元請けとして施工し、完成引き渡ししが完了した工事であること。 この場合、自社で制作した機器は、別紙「機器主要品目表」に掲げる機器であること。	
	備 考	当該実績が平成16年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績である場合は、沖縄県土木建築部工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点が65点以上あること。 なお、土木建築部とは、旧宮古・八重山支庁土木建築課（現土木建築部宮古・八重山土木事務所）及び旧八重山支庁新石垣空港建設課を含む。（以下同様とする。） また、共同企業体の取扱いは以下のとおりとする。 ア 特定JV又は経常JVの構成員としての実績は、出資比率20%以上のものを対象とする。	

(2)	配置 予定 技術 者	資 格 区 分	機械器具設置工事業に係る 監理技術者		左記の要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時 点に当該工事に配置できること。
		備 考	ア 配置予定技術者について、工場製作時における専任の監理技術者は、必ずしも工事現場での監理技術者と同一である 必要はない。また、同一工場内で他の同種工事に関する製作と一元的な管理体制のもとで行われている場合については、必ず専任であることを要しない。 イ 当該工事現場の専任期間は平成27年9月1日から工事完成の日までを予定する。 ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 イ 配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。		
		若手技術者育成型 試行工事の取扱い	若手技術者育成型試行工事において、専任補助者を配置する場合は、専任補助者も上記の要件を満たす主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を配置すること。なお、JV発注工事での専任補助者の配置は、代表者の配置予定技術者に対するものに限る。		
(3)	そ の 他 の 条 件 〔右表のうち、○印を付 した条件を満たすこと を要する。〕	○	地域要件	(7) 沖縄県内 (4) 主たる営業所又は従たる営業所	左記の(7)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(4)に示す事業所が存在すること。
			経営事項審 査評定値	(7) ○○一式工事 (4) ○○○点	申請期限日現在で左記の(7)に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、(4)に示す点数以上にあること。
		赤土等流出 防止対策 施工実績	対 象 期 間	自 平成**年4月1日 至 平成**年*月**日	左記の期間内に元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した赤土等流出防止対策の施工実績を有すること。
			備 考	県発注工事、並びにJV構成員としての実績の扱いは、3-イ-(1)備考に準ずる。	

ウ 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

(1)	配置 予定 技術 者	資 格 区 分	機械器具設置工事業に係る 建設業法第26条第1 項に規定する主任技術者	左記の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時 点に当該工事に配置できること。	
		備 考	ア 建設業法第7条第2号に該当するもの。 イ 配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。		
(2)	そ の 他 の 条 件 〔右表のうち、○印を付 した条件を満たすこと を要する。〕	○	地域要件	伊佐浜・具志川処理区内 (7) (宜野湾市、浦添市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、 北谷町、北中城村、うるま市) (4) 主たる営業所	左記の(7)に示す地域内 に、建設業の許可を受けた (4)に示す事業所が存在する こと。
			経営審査 事項評定値	(7) ○○一式工事 (4) ○○○点	申請期限日現在で左記の(7)に示す工種の経営事項審査 における直近の総合評定値が、(4)に示す点数以上にある こと。

4 入札手続等

(1) 手続き方法	本工事は、入札手続き（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。 ※紙入札を希望する場合は、「沖縄県電子入札運用基準」に基づき所要の手続きを経ること。				
(2) 設計図書の配布	期 間	自 平成27年3月23日 ～ 至 平成27年4月16日			
	配 布 方 法	沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000			
	問い合わせ先	沖縄県土木建築部下水道建設事務所	電話番号	098-868-3484	
(3) 申請書等の提出	提 出 期 間	自 平成27年3月23日 ～ 至 平成27年4月6日 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。			
	提 出 場 所	所 在 地	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37番地	提 出 部 数	2部
		課 名	沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班		
	連 絡 先	098-868-3484 内線	提 出 方 法	原則として、持参によるものとする。	
	提 出 資 料	・入札参加資格申請書（別記様式1-1から別記様式1-3）（以下、「申請書」という。） ・入札参加資格確認資料（別記様式2から別記様式9）（以下、「確認資料」という。） ※申請書及び確認資料の内容を証明する資料（以下、「証明資料」という。）は、4-(11)により後日提出すること。 ※申請書等の作成方法については入札説明書の2による。			

(4) 共同企業体資格審査 申請書等の提出	提出期間	上記4-(3)に同じ		提出 部数	1部
	提出場所				
	連絡先	提出方法 持参によるものとする。			
	提出資料	沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領に規定する、 ・特定建設工事共同企業体資格審査申請書（様式第1号） ・特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号） 沖縄県電子入札運用基準に規定する、 ・委任状（電子入札）			
(5) 技術資料の 作成説明会	実施の有無	有 ・ (無)			
	日時	平成**年*月**日 (○) ** : ** から			
	場所	所在地	〒***-**** 沖縄県○○○○○○○○○○番地		
		実施課	沖縄県○○○○部○○○○課(所) ○○班 連絡先 000-000-0000 (代)		
	備考	図面および仕様書を保持している者は持参すること。			
(6) 配置予定技術者の ヒアリング	実施の有無	有 ・ (無)			
	配置予定技術者に対して、施工計画に関する技術的事項について以下のとおりヒアリングを実施する。				
	日時	平成**年*月**日 (○) から平成**年*月**日 (○) のいずれかの日			
	場所	所在地	〒***-**** 沖縄県○○○○○○○○○○番地		
		実施課	沖縄県○○○○部○○○○課(所) ○○班 連絡先 000-000-0000 (代)		
備考	企業別のヒアリング日時については、追って連絡する。なお、出席者は配置予定技術者を必ず含め、技術的な事項の説明ができる者とする。				
(7) 入札期日等	電子入札システムによる場合	入札開始	平成27年4月16日 (木) 8:30		
		入札締切	平成27年4月16日 (木) 15:00		
	持参による場合	持参日時	平成27年4月17日 (金) 10:50		
		持参場所	沖縄県庁舎11階 土木建築部第2入札室		
	入札の方法	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。			
	入札に関する注意事項（持参により提出する場合）	(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。 (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。 (4) 当該工事の紙入札方式移行申請書の写しを提出すること。 (5) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)は、電子くじによる抽選を行う場合に使用するため、必ず記入すること。			
	工事費内訳書の提出	本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。 (1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、電子入札対象工事であり、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。 (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。			
(8) 入札の辞退等	申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、紙入札業者については入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。一方、電子入札業者については、特段、書面手続きの必要はなく、入札操作を行わないことで辞退したものとみなす。 また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。なお、本工事の入札後、落札決定までの間に同様の状況となった場合には直ちに報告すること。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合、または入札後に同様の状況になった場合に報告がなく本工事で落札決定まで至った場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。				
(9) 開札日時	平成27年4月17日 (金) 11:00 電子入札システムにより開札				

(10) 落札候補者の選定及び事後審査の実施	開札後、落札者の決定を保留した上で、次のアからウの要件に該当する者のうち、入札説明書1-(3)により算出された評価値の最も高い者（以下、「最高評価値者」という。）を落札候補者とし、当該候補者から証明資料の提出を受けた上で、入札参加資格の有無確認のため事後審査を行う。 ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上であること。 イ 評価値が基準評価値（基礎点を予定価格で除した数値）を下回らないこと。 ウ 提出された技術資料及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。 事後審査の結果、最高評価値者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合や資料の不備等により評価値の減点があり次順位の者と順位が入れ替わった場合は、次順位の者を最高評価値者として事後審査を行う。 また、事後審査の結果、当初証明資料の提出を依頼した者全員が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合や資料の不備等により評価値の減点があり、当初証明資料の提出を依頼した者以外の者が最高評価値者となった場合、当該最高評価値者を落札候補者として事後審査を行う。 なお、入札参加資格の有無確認のための事後審査は、落札候補者のうち最高評価値者から行い、適格者が確認できた時点で、次順位以降の者の審査は行わないものとする。																															
(11) 証明資料の提出	落札候補者から順に低入札調査基準価格以上で入札を行った者を3者確保できるまでの順位の者に対しては、開札後、以下に示す日時までに「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」により証明資料の提出を求める。 発注機関から証明資料の提出を求められた者は、以下により提出すること。期限までに当該資料を提出しない者は入札参加資格がないものとする。 なお、当初証明資料の提出を依頼した者以外の者の審査の必要が生じた場合は、該当者への証明資料の提出期限は、別途通知する。 <table><tr><td>通 知 日</td><td colspan="3">平成27年4月17日（金） 17:00 （予定） ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。</td></tr><tr><td>提 出 期 限</td><td colspan="3">平成27年4月21日（火） 17:00</td></tr><tr><td>提 出 先</td><td>沖縄県那覇市旭町116-37番地 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班 098-868-3484 内線</td><td>提出部数</td><td>2部</td></tr><tr><td>提 出 方 法</td><td colspan="3">原則として、持参によるものとする。</td></tr></table>				通 知 日	平成27年4月17日（金） 17:00 （予定） ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。			提 出 期 限	平成27年4月21日（火） 17:00			提 出 先	沖縄県那覇市旭町116-37番地 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班 098-868-3484 内線	提出部数	2部	提 出 方 法	原則として、持参によるものとする。														
通 知 日	平成27年4月17日（金） 17:00 （予定） ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。																															
提 出 期 限	平成27年4月21日（火） 17:00																															
提 出 先	沖縄県那覇市旭町116-37番地 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班 098-868-3484 内線	提出部数	2部																													
提 出 方 法	原則として、持参によるものとする。																															
(12) 低入札価格調査制度に基づくヒアリングの実施	証明資料の提出を依頼した者のうち、低価格入札者についてはどのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後、速やかに、低入札価格調査制度に係る追加資料（以下、「追加資料」という。）の提出を求めた上で、ヒアリングを実施する。 低価格入札者で失格基準価格以上の入札を行った者は、ヒアリングに協力しなければならない。なお、低入札調査基準価格以上の者についてはヒアリングを実施しない。 <table><tr><td>提 出 依 頼</td><td colspan="3">開札後、平成27年4月17日 17:00 （予定）までに対象業者あて連絡する。</td></tr><tr><td>追 加 資 料</td><td colspan="3">沖縄県土木建築部技術管理課のホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gikan/index.html) の「沖縄県土木建築部の公共工事の品質確保」→「追加資料様式（エクセル）」及び「追加資料作成要領（PDF）」において確認すること。</td></tr><tr><td>提 出 期 限</td><td colspan="3">平成27年4月21日（火） 17:00</td></tr><tr><td>提 出 先</td><td>沖縄県那覇市旭町116-37番地 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班 098-868-3484 内線</td><td>提出部数</td><td>2部</td></tr><tr><td>提 出 方 法</td><td colspan="3">提出先へ直接持参するものとし、電送（メール及びファクシミリ）による提出は認めない。</td></tr><tr><td>ヒアリング期間</td><td>自 平成27年4月22日 至 平成27年4月22日</td><td>ヒアリング場所</td><td>沖縄県土木建築部下水道建設事務所 会議室 所在地 沖縄県那覇市旭町116-37番地</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td colspan="3">入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。 ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大2名以内とする。</td></tr></table>				提 出 依 頼	開札後、平成27年4月17日 17:00 （予定）までに対象業者あて連絡する。			追 加 資 料	沖縄県土木建築部技術管理課のホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gikan/index.html) の「沖縄県土木建築部の公共工事の品質確保」→「追加資料様式（エクセル）」及び「追加資料作成要領（PDF）」において確認すること。			提 出 期 限	平成27年4月21日（火） 17:00			提 出 先	沖縄県那覇市旭町116-37番地 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班 098-868-3484 内線	提出部数	2部	提 出 方 法	提出先へ直接持参するものとし、電送（メール及びファクシミリ）による提出は認めない。			ヒアリング期間	自 平成27年4月22日 至 平成27年4月22日	ヒアリング場所	沖縄県土木建築部下水道建設事務所 会議室 所在地 沖縄県那覇市旭町116-37番地	そ の 他	入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。 ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大2名以内とする。		
提 出 依 頼	開札後、平成27年4月17日 17:00 （予定）までに対象業者あて連絡する。																															
追 加 資 料	沖縄県土木建築部技術管理課のホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gikan/index.html) の「沖縄県土木建築部の公共工事の品質確保」→「追加資料様式（エクセル）」及び「追加資料作成要領（PDF）」において確認すること。																															
提 出 期 限	平成27年4月21日（火） 17:00																															
提 出 先	沖縄県那覇市旭町116-37番地 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班 098-868-3484 内線	提出部数	2部																													
提 出 方 法	提出先へ直接持参するものとし、電送（メール及びファクシミリ）による提出は認めない。																															
ヒアリング期間	自 平成27年4月22日 至 平成27年4月22日	ヒアリング場所	沖縄県土木建築部下水道建設事務所 会議室 所在地 沖縄県那覇市旭町116-37番地																													
そ の 他	入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。 ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大2名以内とする。																															
(13) 入札参加資格の確認結果の通知	入札参加資格の確認は、開札後、証明資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに電子入札システムにて通知する。なお、紙入札へ移行した業者へは書面にて通知する。 平成27年4月28日（火）（予定）																															
(14) 落札者の決定方法	事後審査の結果、最高評価値者が入札参加資格を満たしていると確認した場合は、最高評価値者を落札者とし、一般競争入札参加資格委員会の審議を経て決定する。また、その結果は全入札参加者に通知する。																															

(15) 本入札に係る資料の取り扱い	ア 申請書、確認資料及び証明資料（以下、「申請書等」という。）並びに追加資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、提出された申請書等及び追加資料を、入札参加資格並びに施工体制の確認以外に提出者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書等及び追加資料は、返却しない。 エ 申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出（以下、「修正等」という。）を認める。 オ 追加資料については、一旦提出した資料の修正等は認めない。 カ 申請書等、追加資料ともに、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。 キ 申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札無効となることもある。また、関連する評価項目において評価対象としないことがある。 ク 4-(12)のヒアリングの実施において、追加資料の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合及び配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は入札に関する条件に違反した入札として無効とする。 ケ 申請書等並びに追加資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
--------------------	---

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法	本工事に係る総合評価の方法及び評価値の算出方法は、入札説明書 1-(2) 及び 1-(3) のとおり。
(2) 評価項目等	本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書 1-(1) のとおり。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の要否	○	免除（沖縄県財務規則第100条第2項第4号） ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。 以下により納付の必要あり（沖縄県財務規則第100条）
	入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の8以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。 ア 有価証券等 イ 金融機関の入札保証 ウ 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券 エ 金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書 ※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 ※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 ※3 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。		
	入札保証金	提出期間	平成27年3月12日 午前9時～午後1時まで
		提出場所	沖縄県那覇市泉崎1-2-2番地 沖縄県土木建築部土木総務課 建設業指導契約班 098-866-2384（代）
		提出方法	入札保証金納付書発行依頼書を持参 ※事前に電話連絡すること （納入通知書を発行するので、金融機関で納付後、上記提出期間中に領収書を持参すること）
	入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書	提出期間	公告日から 平成27年3月11日 まで
		提出場所	沖縄県那覇市泉崎1-2-2番地 沖縄県土木建築部土木総務課 建設業指導契約班
		提出方法	持参または送付（配達を確認できる方法にて送付すること）
		その他	保険期間又は保証期間は、入札日から2か月とする。
	有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。	
	(2) 契約保証金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。	

7 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。 病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、3に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。						
(2) 低入札調査基準価格を下回った価格を持ってする契約について	専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に3に定める要件と同一の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。 なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様に職務を行うものとする。また、上記の技術者を求められた場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当者等に通知することとする。						
(3) 支払い条件	<table border="1"> <tr> <td>前 金 払</td><td>契約金額の40%以内</td></tr> <tr> <td>中間前金払</td><td>「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく</td></tr> <tr> <td>部 分 払</td><td>「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数</td></tr> </table>	前 金 払	契約金額の40%以内	中間前金払	「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく	部 分 払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数
前 金 払	契約金額の40%以内						
中間前金払	「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく						
部 分 払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数						
(4) 火災保険の可否	(要) ・ 否						
(5) 契約締結の時期等	(1) 本工事に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合は、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出しなければならない。 (3) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。						
(6) 請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。						
(7) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札契約心得及び建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。 また、入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。						

8 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続き に関すること	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市泉崎1－2－2番地 沖縄県土木建築部土木総務課 建設業指導契約班 098-866-2384（代）	
(2) 応募調書資料 に関すること	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市旭町116－37番地 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班 098-868-3484（代）	
(3) 現場説明事項 及び設計図書に 関すること	以下の方法により書面で行う。		
	質 問 書 提 出 先	沖縄県那覇市旭町116－37番地 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班 098-868-3484（代）	
	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市旭町116－37番地 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班 098-868-3484（代）	
	提 出 期 間	平成27年3月23日（月）から 平成27年4月6日（月） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。	
	提 出 方 法	持参又はFAXにより提出すること。※なお、FAXにより提出する場合は必ず 電話により到達確認を行うこと。	
	回 答 方 法	質問に対する回答書は、以下の期間において、上記の提出場所並びに入札情報システムに掲載する。 【入札情報システムアドレス】 https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000	
	期 間	回答日から 平成27年4月16日（木） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。	

9 苦情申し立て

(1) 入札参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。
提出期限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
提出場所	沖縄県土木建築部土木総務課 建設業指導契約班
提出方法	書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。
(2) 非落札者のうち落札者の決定結果不服がある場合	非落札者は、契約担当者に対して非落札理由について、次により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）までに説明を求めた者に対し書面をもって回答する。
提出期限	落札者決定の公表の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
提出場所	沖縄県土木建築部土木総務課 建設業指導契約班
提出方法	書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。
(3) 再苦情申し立て	契約担当者からの上記(1)及び(2)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。 ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県土木建築部土木総務課 建設業指導契約班 受付時間： 午前9時から午後5時まで。 イ 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所 沖縄県土木建築部土木総務課 建設業指導契約班 電話098-866-2384

10 電子入札に関する事項

電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準」によるとともに、以下の事項を参照すること。 なお、同基準は沖縄県電子入札ポータルサイトへ掲載している。 沖縄県電子入札ポータルサイトアドレス http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html		
(1) システム稼働時間	電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。	
(2) 障害発生時及びシステム操作問い合わせ先	システム操作・接続確認等	・電子調達コールセンター 電話番号0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの不具合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3) 紙入札での参加等に関する手続き	「沖縄県電子入札運用基準」へ紙入札方式参加申請書・紙入札方式移行申請書を掲載しているのでダウンロードして入手し、原則、入札日の1週間前までに必要な手続きを経ること。	
(4) 電子入札システム上の通知等の確認	入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。 ・落札保留通知書 ・入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 ・競争入札参加資格要件不適合通知書 ・未審査通知書 ・日時変更通知書 ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・入札書受付票 ・入札締切通知書 ・再入札通知書 ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・落札者決定通知書 ・保留通知書 ・取止め通知書	

11 問い合わせ先

(1) 土木総務課への問い合わせについて	平成27年4月1日以降、「沖縄県土木建築部 土木総務課 建設業指導契約班」への問い合わせ先は以下のとおり変更となります。 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県土木建築部 <u>技術・建設業課</u> 建設業指導契約班 電話番号：098-866-2374
----------------------	---